

入 札 公 告（再 度 公 告）

契約担当官代理
鹿屋航空基地隊
鹿屋経理隊契約班長 尾田原 重光

下記のとおり一般競争入札を行います。
なお、本件は平成29年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る平成29年度の予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。また、本入札公告に係る契約書は年度開始後に作成する。

記

1 競争入札に付する事項

調 達 要 求 番 号	品（ 件 ） 名	履行期限	履行場所
29-1-4019-1216-0010-00	古江貯油所低圧電力の需給	平成29年4月 1日 午前 0時から 平成30年3月31日 午後12時まで	鹿屋航空基地 （古江貯油所）

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 契約担当官海上自衛隊鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 別途配布する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の軽減に関する取組の状況に関する条件の提示について（依頼）」の入札適合条件を満たすこと。（入札参加を希望する事業者は、適合証明書及びこれを証明する書類を平成29年3月30日（金）までに鹿屋航空基地隊経理隊契約班へ提出するものとする。）

3 申込期限及び申込方法

入札日の前日までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しに件名と連絡先を記入した送信表を添付し、海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（FAX可）

4 入札（及び開札）日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年3月30日（木） 14時15分
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、入札日前日の16時45分まで。）
- (2) 場 所 鹿屋航空基地隊経理隊入札室

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

な し （問い合わせ：第1整備補給隊 齋藤 0994-43-3111 内線2465）

6 入札保証金及び契約保証金

免 除

7 適用する契約条項

売買契約一般条項

8 入札方法

- (1) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価を記載すること（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、官側が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
なお、入札価格には、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は官側の書式を使用する。
- 9 入札の無効
- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (2) 電信電話による入札。
- (3) 本公告に示した競争参加資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

10 契約書の作成

海上自衛隊契約規則の実施に関する書式等について（通知）に基づく契約書又は請書の作成を要する。

11 その他

- (1) 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
- (2) 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2444）
FAX 0994-42-2586 担当：尾田原
- (3) この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）